



事業継続力強化計画認定制度の概要 (令和元年7月16日施行)

令和2年10月

中小企業庁 経営安定対策室

事業継続力強化計画認定制度の概要

- 中小企業が行う防災・減災の事前対策に関する計画を経済産業大臣が認定。
- 認定を受けた中小企業は、税制優遇や補助金の加点などの支援策を活用可能。

【計画認定のスキーム】

中小企業・小規模事業者

連携して計画を実施する場合：
大企業や経済団体等の連携者

①計画を
策定し
申請

②認定

経済産業大臣
(地方経済産業局)

認定対象事業者

- 防災・減災に取り組む中小企業・小規模事業者の皆様。

事業継続力強化計画の記載項目

- 事業継続力強化に取り組む目的の明確化。
- ハザードマップ等を活用した、自社拠点の自然災害リスク認識と被害想定策定。
- 発災時の初動対応手順（安否確認、被害の確認・発信手順等）策定。
- ヒト、モノ、カネ、情報を災害から守るための具体的な対策。
※自社にとって必要で、取り組みを始めることができる項目について記載。
- 計画の推進体制（経営層のコミットメント）。
- 訓練実施、計画の見直し等、取組の実効性を確保する取組。
- (連携をして取り組む場合)連携の体制と取組、取組に向けた関係社の合意。

認定を受けた企業に対する支援策

- 低利融資、信用保証枠の拡大等の**金融支援**
- 防災・減災設備に対する**税制措置**
- **補助金**（ものづくり補助金等）の優先採択
- 連携をいただける企業や地方自治体等からの支援措置

- **中小企業庁HP**での認定を受けた**企業の公表**
- 認定企業にご活用いただける**ロゴマーク**
(会社案内や名刺で認定のPRが可能)



(参考) 中小企業防災・減災投資促進税制 (平成31年度税制改正大綱)

- 「中小企業・小規模事業者強靱化パッケージ」の一環として、防災・減災関連の設備投資を加速化するため、中小企業防災・減災投資促進税制を創設。

【税制の概要】

- 対象者**：経産大臣による防災・減災対策に関する計画の認定を受けた者
(中小企業等による、法律に基づく防災・減災に対する計画認定を想定。)
- 支援措置**：特別償却20%
- 対象設備**：
 - －機械装置（100万円以上）：自家発電機、排水ポンプ 等
 - －器具備品（30万円以上）：制震・免震ラック、衛星電話 等
 - －建物附属設備（60万円以上）：止水板、防火シャッター、排煙設備 等



【想定される投資事例】

- 豪雨時の浸水等に備え、止水板、排水ポンプなどの設備を準備
- 災害時もサーバーが最低限稼働できるよう、制震ラック、非常用発電機を導入

(参考)「基本方針」の改正 (令和2年10月～)

- 「**自然災害以外のリスク**」を強靱化法の支援対象に追加。
- 中小企業基盤整備機構が行う普及啓発業務等をステークホルダーによる取組に追加。

【改正項目①：支援対象の拡大】

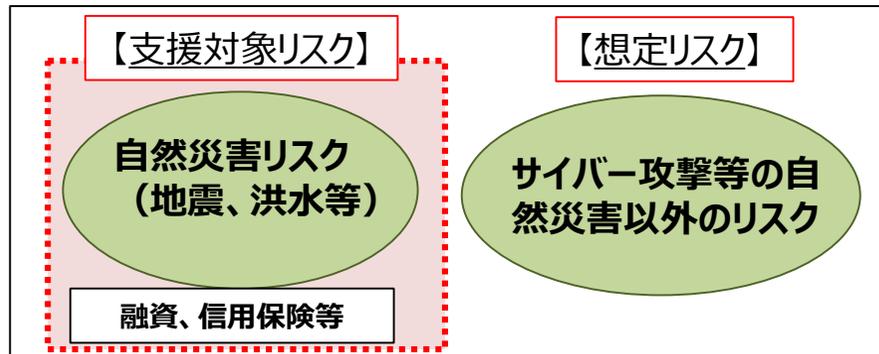
○**現行運用上、法に紐付く融資、信用保険等の支援措置の適用は、「自然災害リスク」のみに限定。**

事業活動に影響を与える自然災害等のリスクとして、暴風、竜巻、豪雨、豪雪、洪水、崖崩れ、土石流、高潮、地震、津波、噴火、地滑りその他の異常な**自然現象に直接又は間接に起因するリスク**が想定される。～（略）～。そのため、中小企業者の事業継続力強化については、**右に掲げる自然災害のリスクを踏まえた事前対策を実施する取組を支援対象**とする。

○**一方、感染症への対応は喫緊の課題であることから、支援対象に感染症等の「自然災害以外のリスク」を追加。**

事業活動に影響を与える自然災害等のリスクとして、暴風、竜巻、豪雨、豪雪、洪水、崖崩れ、土石流、高潮、地震、津波、噴火、地滑り、**サイバー攻撃、感染症その他の異常な現象に直接又は間接に起因するリスク**が想定される。～（略）～。そのため、中小企業者の事業継続力強化については、**自然災害等のリスクを踏まえた事前対策を実施する取組を支援対象**とする。

従来の基本方針



改正後 (現在)



【改正項目②：中小企業基盤整備機構が行う強靱化支援を明記】

○中小企業者を取り巻く関係者による協力の中に、「**独立行政法人中小企業基盤整備機構が行う取組**」を追加。

事前対策の効果

・災害に備え、「事業継続計画」の形は取らずとも、実効性のある取組を行う企業が存在。

目的の設定

鋳型中子製造業

従業員数：
130名



- ・「大切な従業員の命を守り、地域の暮らしの活力、地域経済力を守る」ことを目的とする。
- ・この目的を掲げたことは、従業員の定着率向上にも貢献。

情報のバックアップ

機械製造業

従業員数：
12名



- ・設計図面などについて、遠方のグループ会社に常時バックアップ保管。
- ・遠隔地の同業者と代替生産協定を締結。平時からも、双方の生産・技術協力などを実施。

協力体制の構築

プレス加工業

従業員数：
26名



- ・遠隔地の同業者と代替生産体制を構築。
- ・自社被災時には、重要な金型を持ち込み、提携先での生産を可能に。
- ・費用等の負担も大きくなく、実効性を確保。

初動対応手順の設定

研磨加工業

従業員数：
60名



- ・2週間以内に事業の7割を再開できる目標を立て、関係先との連絡網を構築するとともに、従業員の安否確認、復旧等の手順を定めている。
- ・水災により被害を受けたが、事前対策を講じていたため、目標どおり事業を再開。

受電設備等の高所配置

生花店

従業員数：
5名



- ・過去の水害を踏まえ、冷蔵庫用の電気設備を高所に配置。
- ・豪雨により店舗は浸水したが、電気設備は被害を受けず、早期に営業再開できた。

リスクファイナンスの取組

食品加工業

従業員数：
197名



- ・地震保険にあらかじめ加入。
- ・津波で大きな被害を受けたが、保険で復旧費用を確保。
- ・安心して従業員が働ける環境が、新入社員確保にもプラスに作用。

中小企業を取り巻く関係者に期待される支援

- 中小企業を取り巻く多様な関係者には、それぞれの自主的な判断により、災害対策の普及啓発や支援を実施することを期待。

① サプライチェーンにおける親企業

- 取引先中小企業へのセミナー等を通じた普及啓発
- 事前対策の実施支援、下請協力会や業界単位での取組の支援

② 地方自治体（都道府県・市町村）

- 認定制度活用促進のための普及啓発や独自のインセンティブ付け
- 普及啓発及びBCP策定支援・補助金・制度融資等の支援措置

③ 損害保険会社

- 事前対策の取組状況等を踏まえた、リスクに応じた保険料の設定
- ハザードマップを活用した災害リスクの啓発やBCP策定等の対策支援

④ 地域金融機関

- 災害対策の普及啓発を実施
- 事前対策に必要な資金の融資
- 災害時に備えた事前の資金繰り相談・コミットメントラインなどの対応

商工団体による支援体制の強化

- 商工会・商工会議所の「事業継続力強化支援計画」の認定制度を創設し、事前対策の普及啓発や災害発生時の被害状況把握等を実施
- 自治体、商工会・商工会議所の体制整備について、地方交付税を措置
- 中小企業団体中央会が、組合を通じた相互連携による事前対策を促進

複数の事業者が連携して取り組む防災・減災対策

i) 組合等を通じた水平連携

<遠隔地の組合間における自然災害に備えた連携体制の構築>

- ❑ 2つの県の中央会が仲介して、両県の組合間で、連絡網を整備。被災時の応援や代替生産等を行うためのガイドラインを作成し、組合間の交流を実施。
- ❑ この取組を横展開し、両県の他の組合間でも、同様の協定を締結。



ii) サプライチェーンにおける垂直連携

<親事業者と協力会との平時からの連携>

- ❑ 親事業者へのサプライヤーが集まる協力会では、平時から、共同納入や金型保管などの協力を行っており、協力会としても、BCP策定を進めるとともに、代替生産先を検討。
- ❑ 親事業者は、協力会におけるBCPの取組状況をチェックリストなどで把握し、必要な助言等の支援を行っている。



iii) 地域における面的連携

<地域にとって重要な工業団地における災害時連携の検討>

- ❑ 大企業が実質的な核となり、工業団地内自治会に参加する大企業・中小企業が連携して、自然災害時を見据えた対応体制を検討（同工業団地は臨海部にあり、最悪の場合、孤立化するおそれあり）。
- ❑ 共同での避難訓練や、被災時の地方自治体との連絡体制の構築などを行うとともに、道路啓開や救護所運営のための体制構築についても、地方自治体と検討中。

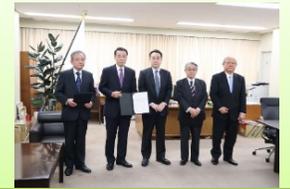


令和2年度中小企業基盤整備機構が行う中小企業強靱化対策事業等について

- 中小企業基盤整備機構は、中小企業の感染症を含む自然災害等への事前対策を支援するため、**普及啓発事業、連携計画を含む計画の策定支援、支援人材の育成等を実施**（令和2年度当初予算：6.1億円、補正予算：6.0億円）。

中小機構（全国中小企業強靱化支援協議会、9箇所の地域本部）

令和2年1月に中小機構は、商工中金、中小企業診断協会、日本政策金融公庫と連携して、中小企業の強靱化を支援するため、「**全国中小企業強靱化支援協議会**」を設立。**全国に約60名体制の専門家を配置し、地方経産局と連携し、面的な支援を図る。**



I 普及啓発

- ①シンポジウムの開催（損保会社によるリスクファイナンス相談会を併催）
→10月以降オンラインを活用し開催
- ②実行性のある取組の発掘、発信
→昨年の台風被害を免れた工業団地等の取組を事例集にして発信
- ③新型コロナウイルス感染症ハンドブック等を作成
→新型コロナウイルス感染症を始めとする感染症対応をまとめたハンドブックを作成

II 計画策定支援

- ①感染症等に係る強靱化の専門家の派遣
→感染症や自然災害対策に知見を持つ専門家を派遣し、計画策定をハンズオン支援
- ②計画策定セミナー・ワークショップの開催
→計画策定に係るワークショップ、セミナーを各50回開催
- ③連携計画の発掘
→全国9箇所の地域本部と経産局が連携し、連携計画の策定を発掘・支援。

III 人材育成等

- ①支援人材育成研修の実施
→中小企業大学校で行う研修等を生かし、事業継続力の強化を後押しする支援人材を育成
- ②災害アライアンスマッチングの実施
→災害時の代替生産先や連携先のマッチングを支援
- ③認定事業者へのフォローアップ
→連携計画等の認定事業者へのフォローアップを通じ、取組の高度化を目指す。

自家発電設備の導入支援（令和元年度補正予算：12億円）

生活必需品等を扱う中小企業等に対し、災害時に備えた自家発電設備等の導入を支援（第1次公募：令和2年5月11日～6月30日）。